

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①健康診査及び検診対象者への受診券等の送付 ②健康診査及び検診対象者への結果通知の送付 ③健康診査及び検診結果の記録、管理 ④健康診査及び検診の事後指導 ⑤集団検診の予約、管理 ⑥健康診査及び検診の精密検査結果の記録、管理 ⑦各種報告の作成
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 健康管理システム(標準化対応版)
2. 特定個人情報ファイル名	
がん検診情報ファイル、健康診査情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健こども部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 保健こども部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項を制定し、委託する場合に講ずべき措置について必要な事項を定めている。契約書において目的外利用及び提供の禁止、安全管理義務、情報資産の持ち出し、複写・複製の禁止、情報資産の返還・消去、記録媒体の廃棄、再委託の禁止、実地調査等、事故発生時における報告義務、損害賠償の各項目について義務付けている。 これらの対策を講じているため委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長→所属長の役職名	健康増進課長 工藤 友子	健康増進課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しによる修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年2月25日	平成31年4月1日	事後	定期見直しによる修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年2月25日	平成31年4月1日	事後	定期見直しによる修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号) に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各 種検診など、住民の健康増進のために必要な 事業を推進するために行っている。また、各種 の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後 指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号、以下「番号 法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファ イルを次の事務に利用する。 ①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の 把握	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号) に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各 種検診など、住民の健康増進のために必要な 事業を行う。 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月3 1日法律第27号、以下「番号法」という。)の規 定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に 利用する。 ①健康診査及び検診対象者への受診券等の送 付 ②健康診査及び検診対象者への結果通知の送 付 ③健康診査及び検診結果の記録、管理 ④健康診査及び検診の事後指導 ⑤集団検診の予約、管理 ⑥健康診査及び検診の精密検査結果の記録、 管理 ⑦各種報告の作成	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始による 修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始による修正
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 (情報提供の根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始による修正
令和4年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始による修正
令和4年3月10日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始による修正
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人が いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人が いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月31日	I 関連情報－1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 健康管理システム(標準化対応版)	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報－3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	番号法第9条第1項 別表111の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月27日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 (情報提供の根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月27日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康増進課	保健こども部 健康増進課	事後	所属部の変更
令和7年1月27日	I 関連情報－7特定個人情報の開示・訂正利用停止請求請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	所属部・課名の変更
令和7年1月27日	I 関連情報－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 健康福祉部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161	〒747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 保健こども部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161	事後	所属部の変更
令和7年1月27日	II しきい値判断項目－1対象人数いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目－2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規	十分である	事後	様式改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 9監査 実施の有無	内部監査〔 ○ 〕	内部監査〔 〕	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	事後	様式改正によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か〔 再掲 〕	新規	十分である	事後	様式改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新規	業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項を制定し、委託する場合に講ずべき措置について必要な事項を定めている。契約書において目的外利用及び提供の禁止、安全管理義務、情報資産の持ち出し、複写・複製の禁止、情報資産の返還・消去、記録媒体の廃棄、再委託の禁止、実地調査等、事故発生時における報告義務、損害賠償の各項目について義務付けている。 これらの対策を講じているため委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正によるもの